

## 「旭川市消防手数料条例の改正（案）」

一定規模以上の防火対象物（建物）には、消防法令の規定により、資格を有する者の中から防火（防災）管理者を選任し、防火（防災）管理業務を行わせることが義務付けられています。

これら防火（防災）管理者の資格については、一級建築士などの防火に関する専門的知識を持っている者が有するほか、消防機関等が実施する法定講習を修了することで取得できます。

近年、社会的な影響のある火災や震災を契機とした消防法令の改正により、新たな法定講習が随時追加されるとともに、社会福祉施設の増加などの社会的需要に対する講習回数の増などにより、法定講習の実施に係る事務量は、年々増加する傾向にあります。

一方で、これら法定講習については、特定の事業所等において勤務する、特定の者に対して行う講習会であり、その修了者に与えられる資格は、個人に与えられるものであることから、講習事務に係る経費を受講者から徴収する自治体も増加してきています。

本市においては、以上のことを踏まえ、防火（防災）に係る法定講習については、その経費を手数料として受講者に負担していただくことを検討していますので、御意見・御提言をお願いします。

また、法定講習の修了者には、消防法令で定める修了証を交付していますが、修了証の紛失・毀損等による再交付等の事務に係る経費についても、手数料化を検討していますので、併せて御意見・御提言をお願いします。

### ●手数料を新設する予定の事務の種別

	事務の種別	事務の内容
①	甲種防火管理新規講習	新たに甲種防火管理資格を取得する講習
②	甲種防火管理再講習	甲種防火管理資格を取得した後の再講習（5年ごと）
③	乙種防火管理講習	新たに乙種防火管理資格を取得する講習
④	防災管理新規講習	新たに防災管理資格を取得する講習
⑤	防災管理再講習	防災管理資格を取得した後の再講習（5年ごと）
⑥	甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習	①及び④を併せて実施する講習
⑦	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習	②及び⑤を併せて実施する講習
⑧	各種講習の修了証の再交付等	紛失・毀損等した修了証の再交付等

※防火対象物が小規模な場合等は、乙種防火管理講習修了者が防火管理業務を行うことができます。

●各講習の受講者数等の状況

No.	講習名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
1	甲種防火管理新規講習	4	457	4	470	5	380
2	甲種防火管理再講習	1	78	1	72	1	63
3	乙種防火管理講習	-	-	-	-	-	-
4	防災管理新規講習	1	15	1	15	1	16
5	防災管理再講習	-	-	-	-	-	3
6	甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習	-	-	-	-	-	-
7	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習	-	-	-	-	-	-
8	各種講習の修了証の再交付等		56		53		33

●手数料の算定について

手数料の算定は、本市の「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（平成17年2月策定）（資料）に基づいています。

算定方法は、サービス提供のために直接必要となる経費とし、その範囲を事務処理に要する経常的な事務経費（各講習会で使用する用紙代及び会場費）と人件費（講習開催に当たるまでに要した時間）とし、一人当たりの単価として算出します。

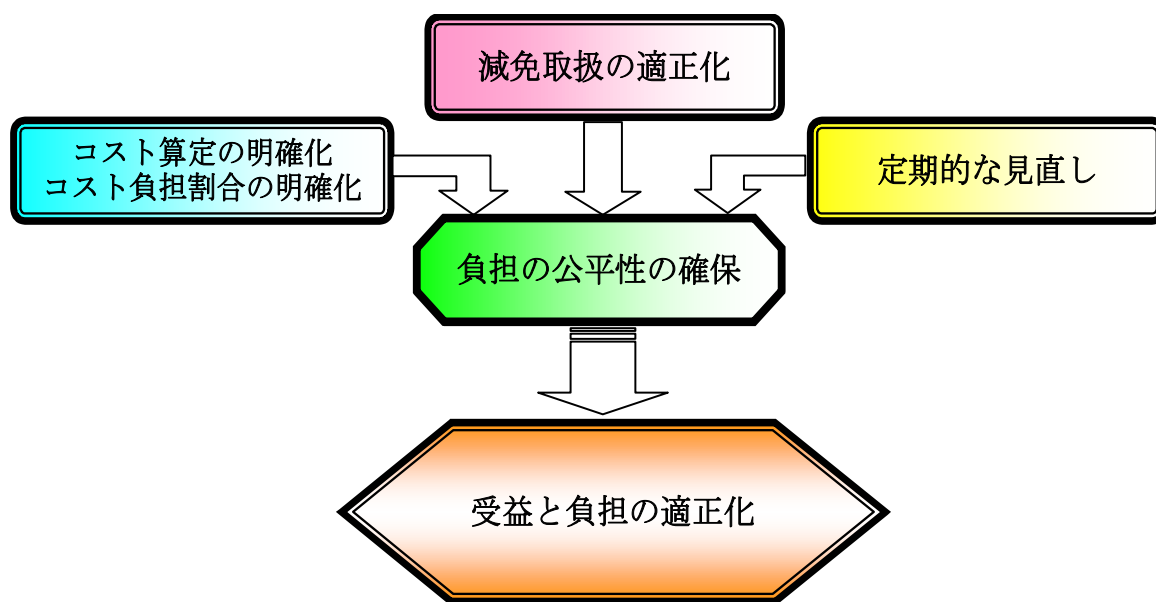
●施行日

平成28年4月1日（次年度）から施行する予定です。

# 「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針

平成 17 年 2 月

## 1 「受益と負担の適正化」へ向けた 3 本柱



「受益と負担の適正化」の実現に向け、受益者負担の原則に基づき、受益者に対しその受益に応じた一定の負担を求めることにより、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から次のとおり必要な見直しを行う。

- (1) コスト算定の明確化，コスト負担割合の明確化  
施設使用料・手数料の設定を行う上で必要となるコスト算定について、対象コストの範囲と算定されたコストの負担割合（市費負担割合と受益者負担割合）の明確化を図る。
- (2) 減免取扱の適正化  
本来的な負担の公平性が損なわれることのないよう政策的・特例的に真にやむを得ないものに限定すべきであるという観点から必要な見直しを行う。
- (3) 定期的な見直し  
負担の公平性を確保していくため、4年を目途に必要な見直しを行う。

## 2 取組事項

### (1) コスト対象範囲と算定方法の明確化

#### ① 施設使用料

コスト対象については、施設を経常的に維持管理するための経費とし、その範囲を物件費等の消費的支出と施設の維持管理に要する人件費とする（別紙1）。なお、冷暖房料について使用料を割増徴収している施設にあっては、消費的支出から冷暖房に係る経費を控除し、冷暖房料の割増率を設定する（別紙2）。

#### ② 手数料

コスト対象については、サービス提供のために直接必要となる経費とし、その範囲を事務処理に要する経常的な事務経費と人件費とする（別紙3）。

### (2) 市費と受益者のコスト負担割合の明確化

サービスが及ぶ範囲や程度，行政関与の度合い（行政にしかできないものなのか，民間にも類似のサービスが存在するのか等）を考慮し，負担割合を設定する。

#### ① 施設使用料

算出された使用料コストのうち，受益者に負担を求めるコストの範囲を貸室スペースと共用スペース（廊下，トイレ等のスペース）に係る部分とし，当該部分について市費と受益者のコスト負担割合を明確化する（別紙4）。

ア 広く市民に及ぶ義務的なサービス

→ 市費負担100% 受益者負担0%

イ 広く市民に及ぶが選択的なサービス

→ 市費負担50% 受益者負担50%

ウ 便益が特定されるサービス及び民間と競合するサービス

→ 市費負担0% 受益者負担100%

#### ② 手数料

特定の人のためにする事務に要する経費の対価として徴収するものであることから，受益者負担100%を原則とする。

### (3) 減免取扱の適正化

利用者が固定したり，本来的な負担の公平性が損なわれることのないよう，減免取扱については，政策的・特例的な措置という観点から真にやむを得ないものに限定することとし，使用料に係る現行の取扱について，次のとおり適正化を図る。

項 目	現行の取扱	今後の取扱
社会教育団体，社会福祉団体及び地域自治団体等が本来の活動のため利用するとき	免除となっているもの	減額（5割）へ
高齢者が利用するとき	60歳以上を免除（無料を含む。）となっているもの	70歳以上を免除（無料を含む。）へ

※法令等の規定により免除取扱等を要する施設は除く。

(4) 無料施設の有料化

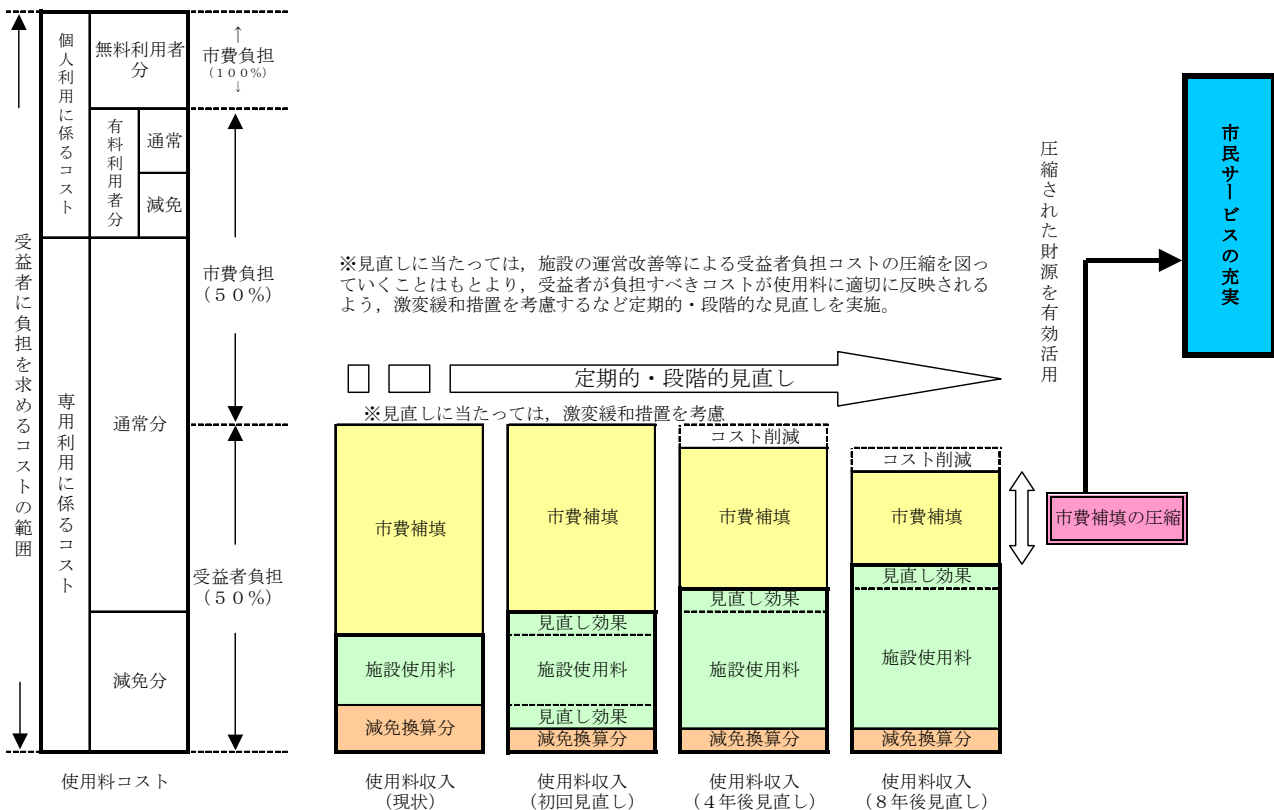
利用する人と利用しない人との負担の公平を図るという基本的考え方に沿って、現行無料化施設（今後新設される施設を含む。）についても、受益者負担の原則を踏まえて有料化の是非を検討し、必要な施設にあっては、有料化を行う。

### 3 施設使用料・手数料改定等の手順

コスト算定方法に従い算出した受益者負担コストを基に、施設使用料にあっては、受益者が負担すべきコストが使用料に適切に反映されているか、手数料にあっては、受益者が負担すべきコストに対し手数料が適切に充足されているかなどの検証を行い、過去の改定経過を踏まえた上で、他の市有類似施設、民間サービス及び他市町村等との比較を行い、受益者が本来負担すべき料金を算定する。また、併せて減免取扱について必要な見直しを行う。受益者の負担が急激に上昇する場合は、激変緩和措置（上限率の設定や段階的な改定等）を考慮することを基本とする。

### 4 「受益と負担の適正化」に向けたイメージ

(例) 施設使用料



## 5 今後の課題

### (1) 備付物品使用料等のあり方

この取組指針においては、貸館などの施設使用料を主な対象としているが、備付物品使用料、各種駐車場使用料及び道路、河川、公園などの公共用財産に係る使用料など整理できなかった分野については、コスト算定方法や受益者が負担するコストの範囲等について、引き続き検討を行う。

## 6 その他

法令等の規定により料金又は算定方法が定められ旭川市独自の料金設定が困難なもの、収支計画等に基づき算定されるもので固定化した料金設定が好ましくないもの等は、個別事案ごとに適正な料金を算定する。

(例)

- ・市営住宅使用料
- ・社会福祉施設（つつじ学園，愛育センターなど）使用料
- ・上下水道使用料
- ・保育料
- ・国民健康保険料
- ・介護保険料
- ・病院使用料
- ・「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づく手数料（国の改正に合わせる）
- ・病院手数料 など